

令和2年 第3回

陸別町教育委員会会議録
(公開用)

自 令和2年3月3日

至 令和2年3月3日

陸別町教育委員会

令和2年 第3回 陸別町教育委員会会議録				
招集の場所	陸別町役場 3階 委員会室			
開閉会日時 及び宣告	開会	令和2年3月3日 午前 9時26分	教育長	有田 勝彦
	閉会	令和2年3月3日 午前10時49分	教育長	有田 勝彦
委員の出席 及び欠席 ○出席を示す ×欠席を示す	教育長	有田 勝彦	○	出席 4人 欠席 0人
	教育長職務代理者	西岡 愛則	○	
	委員	小木 育子	○	
	委員	後藤 和美	○	
会議録署名委員	小木 育子			
説明のため会議 に出席した 者の職氏名	次長	空井 猛壽	主任主査	遠藤 克博
	主幹	北村 正利	主任主査	大鳥居 仁
	所長	津幡 恵一		
職務のため会議に 出席した者の職氏名	主任	角谷 亮輔		
会議に付 した事件	議案第8号－陸別町立学校管理規則の一部を改正する規則			
	議案第9号－陸別町奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則			
	議案第10号－陸別町学校運営協議会規則の一部を改正する規則			
	議案第11号－陸別町立学校児童生徒の災害給付に係る共済掛金の徴収に関する要綱の制定について			
	議案第12号－令和元年度陸別町教育振興賞被表彰者の決定について			
会議の経過	別紙のとおり			

◎開会宣告

○有田教育長 　　ただいまより、令和2年第3回陸別町教育委員会会議を開会します。

◎会議録署名委員の指名

○有田教育長 　　本日の会議録署名委員は、小木委員にお願いいたします。

◎事務報告

○有田教育長 　　事務報告を行います。事務局から説明をお願いします。

○北村主幹 　　それでは、1ページをお開きください。事務報告でございます。2月25日から昨日の3月2日までの報告です。

管理関係です。

2月25日につきましては、第3回の保小連携連絡会推進会議が行われています。それから、同日ですが、臨時で第1回目の校長教頭会議を行っています。

26日ですけれども、十勝管内の教育委員会の臨時教育長会議が幕別町の札内で行われています。

27日が陸別小・中学校の臨時休業が始まっております。当初は3月4日までだったのですが、3月24日まで延長しております。

3月に入りまして2日、昨日ですけれども、臨時の教育長会議が帯広市でありまして、教育長が出席をしております。また、町内では、小中一貫教育推進委員会の第2回役員会を行っています。当初、2月26日に行われる予定だったのですが、それを延期しまして、場所も中学校で予定されていたのですけれども、役場の第3会議室ということで変更をしております。

管理関係は以上です。

○大鳥居主任主査 　　続きまして、社会教育関係です。

2月25日に第3回社会教育委員の会議を委員会室で開いております。

また、29日ですけれども、りくキッズ文化財講座の「スノーシューをはいて文化財めぐり」ということで、6名の小学生が申し込みをしていましたが、新型コロナウイルスの関係で中止とさせていただきます。同日、29日から3月31日の予定で、陸別町公民館と関寛齋資料館を社会教育関係施設ということで臨時閉館しております。

社会教育については以上です。

○遠藤主任主査 社会体育関係です。

記載のとおり会議ですとか行事について、中止、延期となっています。

以上です。

○空井次長 それでは、今後の予定でありますけれども、各担当からも報告があったとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止という観点から、今後の教室、講座、会議等につきましては、記載のとおり中止としているものが多数あります。

ピックアップして申し上げますと、3月5日になりますが、小・中学校教職員の人事異動に係る内示書の交付があり、教育長が帯広に出向く予定となっております。

3月6日ですが、第12回目の校長教頭会議を開催する予定としております。

10日ですが、予定どおりとなると思います。3月の定例議会開会となります。

続きまして2ページ目ではありますが、3月19日に十勝教育局の義務教育指導監の教育委員会訪問があり、教育長が対応する予定となっています。同日、学校運営協議会を役場で開催する予定としております。

その他の式典等の行事につきましては、この後、教育長から教育長の業務報告ということで、式典等の持ち方についてお話がありますので、ここでは割愛をさせていただきたいと思えます。

説明につきましては以上とさせていただきます。

○有田教育長 今後の予定で1点だけ追加ですけれども、今日の午後7時半から、感染症、これからまた御報告いたしますけれども、その関連で昨日も道の教育長からの提案、質疑等もありましたので、その関係について陸別町の今後の対応について、緊急でまた第2回の臨時校長教頭会議を1時半から開催をして、今後の取り組みについて検討するという予定となっております。

それでは、ただいまの事務報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎報告事項

○有田教育長 それでは、次に報告事項に入ります。

報告1、新型コロナウイルス感染症対策について、報告をお願いします。

○空井次長 それでは、別冊でお配りしております新型コロナウイルス感染症関連という冊子をごらんください。

表紙を1枚めくっていただきまして、これまで国の動きですとか、それを受けて陸別町の対応について、時系列で一覧にまとめたものを見開きで掲載をさせていただいております。簡単ではありますが、時系列に沿って、御説明をさせていただきたいと思えます。

前回の第2回目の教育委員会会議が25日に開かれましたが、その会議を閉じた後、緊急の

校長教頭会議を開催いたしまして、この下に書いてありますが、4月8日の入学式まで、学校施設の一般開放については使用を禁止しようということで確認をさせていただいたところでございます。その他の決定事項につきましては、ここに記載のとおりであります。

日が明けまして2月26日ですが、緊急の教育長会議が開催されまして、北海道教育委員会の教育長から、2月27日から3月4日まで、小・中学校については臨時休業するようということで要請を受けたところです。その要請文書につきましては、(P1)と書いてありますが、次のページ以降に関連の通知等を掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

この臨時休業の要請を受けまして、陸別町教育委員会、学校としては下段の太字で書いてあるところになりますが、要請を受けて、そのとおり2月27日から3月4日まで臨時休業することを決定いたしまして、必要な通知等を、学校を通じて保護者へ配付をさせていただいたところでございます。

2月27日になりますが、残念ながら十勝管内にも感染患者が1名発生し、その夜になりますが、内閣総理大臣から全国小・中・高校について、3月2日から春休みまで臨時休校の要請が発表をされたところでございます。これを受けまして、次のページになりますが、2月28日ですが、今度はこの内閣総理大臣の要請を受けて、北海道知事、それから北海道教育委員会教育長からも春休みまで臨時休業するよう要請があったところでございます。それを受けまして、陸別町としましても、この要請どおり春休みの3月24日まで、通していきますと2月27日から3月24日までの臨時休業を決定させていただきまして、この臨時休業期間中の過ごし方等の文書、ここに書いてある書類を郵送にて各御家庭に配付をさせていただきまして、この期間中の過ごし方等々、それから感染拡大防止に係るものを配付させていただいたところです。

同日、北海道知事からこの新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発出されております。これを受けまして、明日行われます公立高校の一般入学試験でございますが、これについては、当初3月3日、本日になりますが、試験会場の下見、明日が学力検査と面接試験、3月5日も面接試験ということで、3、4、5の日程で入学試験が組まれておりましたが、これについては、こういう緊急事態宣言を受けて、3月4日に行われます学力検査のみ実施をするということで、本日の下見と4日の面接から3月5日の面接試験については行わないということで決定がされたところでございます。これも併せて御報告を申し上げたいと思います。

昨日になりますが、北海道教育委員会教育長と全道各市町村の教育委員会、教育長との教育委員会会議による意見交換が行われました。これにつきましては、後ほど教育長から御報告があると思いますけれども、この臨時休業期間中の分散登校という、こういった御提案もあったようであります。この辺の詳細につきましては、教育長から御報告をいただきたいと思っております。

それから、今後の卒業式等のスケジュール、ここに掲載しておりますが、この辺の式典の持ち方についても、後ほど教育長の報告に、スケジュール変更のほうで触れていただきたいと思

います。あと関連する資料、1 ページ、次のページ以降、各種保護者等に配付した文書、掲載をしておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

以上、簡単ですが、新型コロナウイルス感染症に関する御報告とさせていただきます。

○有田教育長　次長のほうから報告ありましたけれども、この後私のほうからも報告ありますけれども、まずここまでの時点で、まずお手元の資料の1枚目の裏に2月26日に臨時の教育長会議開きまして、まずは北海道については、知事の要請で1週間まず休みましょうということで、それはもう全て決定をして動いていました。ただ、当初2月27日から臨時休業する際に、やはり懸案だったのは、保育所だとか学童保育だとかどうするのだという話で、陸別以外のところでは結構当初、保育所、学童保育所も休所するところが結構多かったです。陸別については、保護者に迷惑をかけるということもありまして、町側も保育所を開けるということでありましたので、それに伴って学童保育所のほうも開けるということで進んでおります。

ただ、その後国の方針も変わりまして、保育所、学童等は開けて、留守番できない保護者のいる家庭について対応するよということなので、急遽また開けるというようなことで、日々、国、道の動きによって、自治体の対応もそれに沿ってやるのはちょっと大変かなという事項が増えております。

ちなみに、学童保育所、今35名登録しているのですけれども、2月27日から開所しているのですが、27日が4名、28日が3名、それで昨日の3月2日が1名、今日3日が3名ということで、大体これぐらいの人数で、何とか保護者の皆さんの協力をいただいていると、要は開所しているのですけれども、何とかなるべく自宅のほうで子どもたち見ていただきたいという、そういうお願いをしているところではありますけれども、保護者の方も感染のリスクを背負っているということもあって、自宅で子どもたちを見ていただいているかなというふうに思っております。

ただ、今後24日まで長期になりますので、この状況が少しずつ学童も増えてくる可能性はあるなということで、担当のほうでも把握しているところであります。

昨日も、北海道教育長との意見交換会ということでありましたけれども、これについては、また後ほど私のほうから別途業務報告の中でお話をしたいというふうに思っておりますので、まずはここまでの時点で何か御意見、御質問等があれば受けたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

○有田教育長　よろしいですか。では、関連ありますので、私のほうのお話終わってからまた御意見いただければと思います。

それでは、次に報告2でありますけれども、教育長の業務報告についてということで別冊ありますので、こちらについて私のほうからの報告をしたいというふうに思っております。

(別冊「教育長業務報告」について教育長より報告)

◎議案審議

○有田教育長 議案審議に入ります。

議案第8号、陸別町立学校管理規則の一部を改正する規則を議題といたします。

事務局より提案理由の説明をお願いします。

○空井次長 議案第8号でございますが、陸別町立学校管理規則の一部を改正する規則であります。

それでは、まず資料の5ページ目をごらんいただきたいと思っております。

現行の第3条でありますけれども、用語の意義というところであります。ここでは、職員とはということで、校長、教頭云々という学校職員の規定があるものですが、栄養教諭が実は抜けていたという事実が発覚いたしました。失念していたということをお詫び申し上げたいと思っております。今回、このことが発覚をいたしましたので、今回、栄養教諭を新たに加える改正を第3条で行おうとするものがまず第1点目でございます。

議案の3ページ目にお戻りいただきまして、学校管理規則の第12条の次に次の1条を加えるということで、新たな1条を今回2点目としてつけ加えようとするものであります。

まず、この1条を加える最大の理由ですけれども、7ページ目に説明資料ということで掲載をさせていただいております。今般、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法という法律の一部改正がありまして、教育職員の業務量の適切な管理を講じなさいというような指針が示されております。それが、この条文の下の方の二つ目の丸になりますが、そもそも今まで、平成31年の1月に、これに関してはガイドラインという形で国から示されていたところですが、今般、この特別措置法の一部改正によりまして、これがガイドラインから指針に格上げされまして、より厳格化されたところでございます。それに伴いまして、いわゆる教職員の働き方改革に関連するものになりますけれども、勤務時間の上限について、その方針を各自治体の規則等で整備するよう、国から求められているところでございまして、この指針の第3にありますが業務を行う時間の上限ということで、指針に示されているこの内容を今回、陸別町立学校管理規則の中に新たに盛り込みまして、教育職員の業務量の適切な管理等に資するということで、新たに規定を設けたところであります。

それでは、条文の概要について御説明をさせていただきますので、3ページ目の議案にお戻りください。

教職員の時間外勤務における業務の管理ということで、12条の次に、第12条の2の1条を加えようとするものであります。

中身につきましては、中ほどになりますけれども、在校等時間とあります。これは、正規の勤務時間とそれからそれを超えて業務を行う時間外勤務、これを合わせたものを在校等時間とっておりますが、今回のこの1条を追加する部分につきましては、所定の勤務時間を超えて

学校に在籍している時間の上限を設けようとするものであります。

なお、この所定の勤務時間を超えて在籍している時間からは、自己研鑽ですとか休憩時間、これらを除いた時間の上限となっておりますので、あらかじめ御承知おきをください。

指針に示されている内容を準用いたしまして、今回、この規則の一部を改正するわけですが、この上限の時間を（１）にありますとおり、所定の時間を超えて在籍する時間、つまり時間外勤務に相当する部分ですが、１か月につき４５時間を上限とします。というのがまず１点目。それから１年を見ると、３６０時間を上限としますという規定であります。

次の第２項、委員会は、とありますが、ここにつきましては、記載のとおり臨時的な特別な事情により業務を行わざるを得ない特別な事情がある場合も上限を定めるものでありまして、これにつきましては、第１項の規定にかかわらず、このような特殊な事情があった場合は、１か月について１００時間未満とするということと、あと１年を通して７２０時間を上限としますという規定になります。

（３）につきましては、こういった臨時的な特別な事情が長期にわたる場合の規定でありまして、複数月にわたって業務を行わなければならないという事態となった場合にも、制限を設けるということで、その期間に応じて１か月当たりの平均時間は、上限を８０時間としてくださいということが（３）番目、それから（４）につきましては、所定４５時間を上限とするというのが第１項で、これが基本となるわけですけれども、この４５時間を超えて行うという業務の月数については、６か月を限度としますというのが（４）番目の規定であります。

第３項として、前２項に定めるもののほか、職員の業務量の適切な管理、その他職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が定めるということで掲載をしております。

なお、この３項の必要な事項に関しては、今後教育委員会として手立てを検討していく材料の規定となりますけれども、御承知のとおり、昨年９月から陸別小・中学校につきましては、職員の出退勤の管理を継続して、今続けているところでございます。

まだ１年を経過していないので、どの時期にどういった業務があって、どの程度の時間外勤務が発生しているという状況は、まだつかみ切れておりませんが、それが明らかになった段階で、この第３項に基づいて、何か必要な手立てができるものがあれば、できるところから着手をして、働き方改革を実施するというような方向で進めさせていただきたいと考えているところでございます。

以上の趣旨から、この１条を設けようとするものであります。なお、この改正につきましては、令和２年４月１日から施行するというところで進めさせていただきたいと考えております。

以上、簡単ではありますが、議案第８号の御説明とさせていただきます。以後、御質問によってお答えしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○有田教育長　　ありがとうございます。それでは、議案第８号の質疑を行います。

質疑はありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○有田教育長　それでは、議案第8号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○有田教育長　それでは、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第9号、陸別町奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を議題といたします。

事務局より提案理由の説明をお願いします。

○空井次長　議案第9号につきましては、民法の一部改正に伴いまして所要の改正を行おうとするものであります。陸別町奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則でございます。

この規則の一部を次のように改正する、でございますが、まず次のページ、9ページ目の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

今回のこの施行規則の一部改正につきましては、条文の改正はございませんで、関係様式の改正をしようとするものであります。議案の10ページ目、第9号説明資料として、民法の規定を抜粋して掲載させていただいておりますけれども、この中段にあります「個人根保証契約の保証人の責任等」、第465条の2の規定に基づきまして、今回、奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正するものであります。

この民法の改正におきましては、ここに条文の記載があるとおり、保証人の、貸付条例でいきますと連帯保証人に当たるわけですが、この保証人の債務の元本、これについて、つまり、この債務の元本といいますのが、奨学資金の貸付金の総額に当たるものですが、その金額に対してこの誓約書の中に「極度額」、つまり限度額を設けないとその効力は生じませんということで、第465条の2の段に個人の保証契約は、前項に規定する極度額、つまり限度額を定めなければ、その効力を生じないという規定がされまして、これに基づいて現行の、あとは9ページ目をごらんいただきたいのですが、右側の「旧」とある欄、現行の誓約書につきましては、下線が引いてあるところありますけれども、「また、万一本人に不都合なことがあったときは、連帯保証人が一切の責めを引き受けます。」という表記となっております。つまり、民法に規定するところの極度額の記載がないという状況になっておりますので、民法の規定を勘案しますと、「新」とあります左側の欄になりますけれども、これまでの表現を次のように改めようとするものです。「連帯保証人は陸別町に対し、奨学生と連帯して、本貸付けから生じる一切の債務を〇〇円の範囲内で保証します。」。この〇〇円とされているのは、奨学資金として奨学生へ貸付けしている総額を記載することとなります。これによりまして、民法の規定の効力を生じないということが解消をされるということになります。

ということで、今回、この施行規則の別記4号様式を改正させていただこうとするものでご

ございます。

議案 8 ページ目に戻っていただきまして、この規則の一部を改正する規則につきましては、令和 2 年 4 月 1 日から施行するというものであります。

以上、簡単であります。議案第 9 号の御説明とさせていただきます。以降、御質問によってお答えしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○有田教育長 ありがとうございます。それでは、議案第 9 号の質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○有田教育長 それでは、議案第 9 号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○有田教育長 それでは、議案第 9 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 10 号、陸別町学校運営協議会規則の一部を改正する規則を議題といたします。
事務局より提案理由の説明をお願いします。

○空井次長 議案第 10 号でございます。これに関しましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

陸別町学校運営協議会規則の一部を改正する規則であります。この規則の一部の改正につきましては、議案 12 ページ目、ごらんいただきたいと思っております。

現行の第 1 条につきまして、「旧」のほうでは、教育行政の組織の運営に関する法律第 47 条の 6 を引用して掲載をしているところがございますけれども、今回、この法律の一部改正に伴いまして、引用している条項が 1 条繰り上げられたということに伴いまして、新旧対照表の左側「新」となっているところですが、引用している条項を第 47 条の 5 に改めようとするものであります。

ちなみにこの法律の一部改正の内容でありますけれども、令和 2 年 4 月 1 日から、いわゆる会計年度任用職員という新たな職が、今後の行政に登場したということがありまして、これまで非常勤講師等の報酬身分の取り扱いについて法律の規定があったのですが、そちらが削除されたことによりまして、1 条繰り上がるというものでございます。

議案 11 ページ目に戻っていただきまして、附則でありますけれども、この一部を改正する規則につきましては、令和 2 年 4 月 1 日から施行するというものでございます。

以上、簡単ですが、御説明とさせていただきます。以降、御質問によってお答えしますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○有田教育長 ありがとうございます。議案第 10 号の質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○有田教育長 では、議案第10号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○有田教育長 議案第10号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第11号、陸別町立学校児童生徒の災害給付に係る共済掛金の徴収に関する要綱の制定についてを議題といたします。

事務局より提案理由の説明をお願いします。

○空井次長 議案第11号でございますが、独立行政法人日本スポーツ振興センター法及び同法施行令の規定に基づきまして、所要の制定を行おうとするものでございます。

陸別町立学校の児童生徒の災害給付に係る共済掛金の徴収に関する要綱の制定についてでございます。

学校の管理下における児童生徒等の災害について、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条第4項の規定に基づきまして、当該災害給付に係る共済掛金の額及びその周辺に対する必要な事項を定めるため、次のとおり要綱を制定するものでございます。

それでは、資料は、議案の15ページ目をごらんください。ここには、第11号の説明資料として、関係法の条文を記載しているところでございます。

この中ほど、第17条共済掛金とある第7条の第4項、下線を引いているところでありますが、学校の設置者については、児童生徒等の保護者から、政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額を徴収しなさいという規定となっております。現行、当町におきましては、この規定に対応する要綱等がございませんでしたので、今回この法令を受けまして、新たにこの共済掛金に関する要綱を制定をしようとするものであります。

この制定の背景につきましては、まず日本スポーツ振興センターの災害給付でありますけれども、この内容から申し上げますと、学校活動で児童生徒の皆さんがけが等を負われたときに、この日本スポーツ振興センターの災害給付を活用しまして保護者の負担を軽減しようとするものであります。この給付の流れをまず説明いたしますと、事故が発生し、児童生徒さんがけがを負われたと。そうなったときに医療機関を受診するわけですが、医療機関で御加入の健康保険を利用していただきまして、まず一部負担金になります3割相当の自己負担は、医療機関の窓口で一旦お支払いをしていただくわけですが、その後、この日本スポーツ振興センターの共済、災害給付の申請をいたしまして、後日になりますが、保護者の皆さんが窓口で支払った3割に相当する一部負担金に、災害見舞金として1割を上乗せした医療費の4割が、最終的に後日、保護者の手元に共済金として給付がされるという制度が、この日本スポーツ振興センターで行われている災害共済給付の中身であります。

これにつきましては、経済的な理由で給付が困難な保護者、当町でいいますと準要保護について、一般的な児童生徒につきましては、920円を年間の掛金としてお支払いをするわけで

すが、この準要保護に該当する経済的に納付が困難な方に関しては、この掛金を軽減するという、実は措置がございまして、その差額分について、国から補助金が交付されるわけですが、この辺の取り扱いについて、日本スポーツ振興センターが会計検査院の検査を受けて、これらに関する契約先の市町村、学校の設置者において適切に保護者の負担の規定がされているかというような御指摘があったそうです。それに伴いまして、これら要綱等の未整備の市町村、学校設置者に関しましては、この補助金の対象にならないよという御指摘があったことを踏まえまして、今回、この日本スポーツ振興センターの求めに応じて、当町においても必要な条項を整備すべく、今回、この要綱を定めさせていただくものであります。議案14ページ目に、今回制定をする要綱の全文を掲載しております。

給付の内容につきましては、先ほど御説明しましたので割愛をしますが、実はこの日本スポーツ振興センターが行う災害給付に関しましては、第2条にありますけれども、この振興センター施行令第7条第1号というのが、実は保護者負担を求めなさいという規定でありますけれども、この範囲につきましては、掛金の10分の4から10分の6の範囲内で、各学校設置者で規定をしなさいということで、当町につきましては、第2条の規定にありますとおり、10分の5の割合で徴収金として算定をしますという条項にしております。

第3条の共済掛金の免除につきましては、先ほども申し上げました要保護、それから準要保護に対する共済掛金の徴収しないことができるものとして規定をしているところです。(3)には、その他教育長が特に必要と認めた者ということで、今回の主たる目的は、この第3条、第2条、第3条で規定するところを明文化しようとするものでございます。

なお、今回この新たな要綱を制定するわけでございますけれども、要綱上掛金の10分の5を保護者負担という規定になっておるところでございますが、これまでもこの共済掛金に関しましては、全額町費負担としているところであります。そのため、今回、この要綱を制定するわけですが、従来どおり全児童生徒分については、保護者負担は求めないという方針としております。規定はしますけれども、実質的な保護者負担、新たな保護者負担は求めないという方向で取り扱いを考えております。要保護児童生徒につきましては、納付が困難なものとする、そして、その他の児童生徒につきましては、子育て支援という観点から、町独自の施策として全額を公費負担とするということを現時点で考えておりますので、あわせて申し添えておきたいと考えております。

それでは、議案の13ページ目に戻っていただきまして、13ページ、14ページ目をごらんください。

最後に附則になりますけれども、この要綱につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、雑駁ではございますが、議案第11号の説明とさせていただきます。以降、御質問によってお答えしますので、御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○有田教育長 ありがとうございました。それでは、議案第11号の質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○有田教育長 それでは、議案第11号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○有田教育長 それでは、議案第11号は原案のとおり決定いたしました。

次の議案ですが、議案第12号につきましては、公開することにより個人の権利を侵害するおそれのある事項でありますので、陸別町教育委員会会議規則第7条の2第1項第1号の規定により非公開としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○有田教育長 それでは、非公開といたします。

(以下、非公開)

○有田教育長 これより、会議を公開とします。

◎その他の事項

○有田教育長 次に、その他に入ります。皆さんから、その他何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○有田教育長 よろしいですか。事務局のほうは。

(「なし」の声あり)

○有田教育長 ないですか。はい。

◎閉会宣告

○有田教育長 それでは以上をもちまして、令和2年第3回陸別町教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午前10時49分

陸別町教育委員会会議規則第19条の規定により署名する。

会議録署名委員 小 木 育 子

会議録作成職員 角 谷 亮 輔